

いわゆる座学による研修会の実施方法に関する時限的特例の質問への回答（その3）

（令和2年9月9日）

引き続き、ご照会のあった事項についてまとめてお示ししますので、ご参照ください。

「回答その1」で記載しましたが、時限的特例が適用になるか否かは、規定に合致するか否かです。個々の状況に応じた規定以外の方法は特例の対象外になりますので、ご了承ください。また、お寄せいただいた質問のうち、ホームページに掲載した規定に記載している事項についての質問及び個々の事例を挙げての照会には回答しません。特に、キーワードについては、「いわゆる座学による研修会の実施方法に関する時限的特例について」の(3)受講時間管理の方法及び「回答その1」の4の記載を理解したうえで、適切な方法としてください。

1. 特例適用願を提出してから受理番号の通知までは、どのくらいの日数がかかるのか。
（「回答その1」の8を変更）

利用するウェブ会議ツールをZOOM又はMicrosoft Teamsとした場合で、その他の記載事項に不備のない場合、特例適用願の当財団への到着から2週間程度で受理番号を通知しています。

ただし、ウェブ会議ツールにこれ以外のものを記載している場合は、調査に日時を要するため、1か月以上かかる場合があります。また、記載内容に不備がある場合は、返戻します。

したがって、研修会の実施までに時間的余裕がない場合は、利用するウェブ会議ツールをZOOM又はMicrosoft Teamsとすることをお勧めします。

2. 受理番号の通知がない時点で、ウェブ会議ツールを利用した研修会の開催申請を行うことは可能か。

特例を利用できる団体は、「・・・受理番号が通知された団体に限る。」と規定しており、受理番号の通知がない時点での開催申請はできません。また、申請した場合は、非承認となり、受理番号の通知後、新たに開催申請を行う必要があります（「回答その1」の11も参照）。

3. 受講者が1つの会場に集合し、その場でウェブ会議ツールを利用して受講することは可能か。

この特例は、受講者が集合できない状況にあることに対応するためのものですので、このような方法は特例の対象外となります。また、会場に集合しない場合でも、1台の端末を複数人で利用することは、キーワードの適切な管理が困難になる虞があることから不適當です。

4. 適用願を提出し、受理番号の通知を受けている。適用願の内容を変更したいが、どのようにすれば良いか。

変更ではなく、新規として新たな内容の適用願を提出してください（変更部分だけでなく、その後に利用するものをすべて記載）。新たな適用願の受理番号が通知された後は、以前の適用願の記載内容はすべて無効となります。